

## 公益財団法人 公益法人協会 第33回理事会議事録

- 1 開催された日時 平成27年12月9日(水) 16時～17時45分
- 2 開催された場所 日本工業倶楽部5階第六会議室
- 3 理事総数及び定足数  
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 13名  
(出席) 浦上節子、太田達男、片山正夫、金沢俊弘、岸本幸子、鈴木勝治、田中 皓、  
長瀧重信、橋本大二郎、早瀬 昇、堀田 力、松岡紀雄、山岡義典  
(欠席) 高宮洋一、福原義春  
(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子、平川純子  
注1) 橋本理事は第2号議案から、長瀧理事は第3号議案から決議に加わった。  
(評議員傍聴) 秋山孝二、石山 勉、伊藤道雄、今井 渉、小方 泰、小西恵一郎、高橋 洋、  
谷井 浩、徳川義崇、中野佳代子、振角秀行、宮崎幸雄、茂木義三郎、  
山本雅貴、吉井實行  
注2) 本理事会には傍聴等を希望する評議員15名が同席した。

### 5 議 題

#### 決議事項

第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

第2号議案「特定費用準備資金の設定」の件

第3号議案「JWL I 国際会議に関する業務の受託」の件

#### 報告事項

- ① 公益信託法改正の論点整理
- ② 「(一財)非営利組織評価センター(仮称)」の概要
- ③ 顧問の件
- ④ 中国関係国際会議(深セン、無錫、南京)
- ⑤ Independent Sector コネクションズセッション
- ⑥ CAPS エクセレントNPO ケーススタディ(さわやか福祉財団)
- ⑦ 税制改正の動き(続報)
- ⑧ 寄付月間 ～Giving December～2015
- ⑨ 27年度上期における事業、財務及び会員の状況
- ⑩ 当協会税務調査(11/19)
- ⑪ 出版記念シンポジウム『英国チャリティーその変容と日本への示唆』
- ⑫ 日本NPOセンター主催フォーラムにおけるコメント
- ⑬ その他の報告

## 6 議事の経過及びその結果

### (1) 定足数の確認等

冒頭で金沢専務理事が定足数の充足を確認し、続いて、同専務理事から本会議の議事進行について説明があった。また、本理事会を傍聴し、報告事項では意見交換等へ参加を希望する評議員15名の同席が了承された。

### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき太田理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、太田理事長、金沢専務理事、谷村監事、中田監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

## ○ 決議事項

### 第1号議案「臨時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

金沢専務理事より、評議員会を下記要領にて招集することについて定款に基づき本理事会にて決議を求める旨、議案説明があった。

日時：平成28年3月8日(火) 14時開始

場所：如水会館

目的である事項等：平成28年度事業計画書及び収支予算書等の承認

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第2号議案「特定費用準備資金の設定」の件

太田理事長より、平成26年度決算で生じた公益目的事業会計の経常利益 815万9,290円を特定費用準備資金として積み立てることについて、資料をもとに説明があった。説明によると、特定費用準備資金として積み立てる方針については9月の通常理事会でご承認いただいたが、その詳細について改めて本理事会で承認いただくものである。「カミング10プロジェクト」委員会報告書でも脆弱な財務体質の解消が課題と指摘されていたが、遊休財産比率が26年度末で12.3%であること一つをみても、この単年度経常利益をもって赤字構造から黒字構造に転換したと軽々に判断はとてできず、事業費の拡大やニーズの変化に伴う経常損失に備えた資金の積立は不可欠である。したがって、安定的かつ持続的な事業水準を確保するため、認定法施行規則第18条に規定する特定費用準備資金として積み立てることとするが、具体的には当協会「特定費用準備資金等取扱規則」に基づき、下記要綱により積立てることとしたい。

(1) 資金の名称 財政基盤安定化基金

(2) 将来の特定の活動の名称

以下3公益目的事業に関連するすべての事業

- ① 民間公益活動の普及啓発事業(公益目的事業1)
- ② 民間公益組織の支援・能力開発事業(公益目的事業2)
- ③ 民間公益活動に関する調査研究・提言事業(公益目的事業3)

(3) 将来の特定の活動の内容

上記(2)記載の公益目的に合致する内容とする。

(4) 計画期間

平成27年度より平成35年度まで(9年間)、ただし、期間中において(7)の積立額合計

を積み立てたときは、終了する。

(5)活動の実施時期 毎年度実施する。

(6)積立限度額 合計5,000万円

(7)算定根拠

平成26年度末日(平成27年3月31日)において計上された一般正味財産残高56,485千円を加え、一般正味財産残高が1億円に達することを目標として計算したものである。

同議案に関して、次の質疑応答等があった。

(田中理事) 収支相償の回避策として財務改善対策の前例になるが、遊休財産が12%程度と低いのであれば、有休給財産としてそのまま積んでおく手もあるのではないか。

(太田理事長) デイメンションが異なる流動資産なので、そのまま放って置くならば1号～6号のいずれかに当てはめる必要がある。法人会計に繰り入れることはできないので、本案では4号財産とした。

(早瀬理事) 特定費用準備資金の取扱いについては、出口正之氏が内閣府公益認定等委員の知見をもとに、ブログその他でその利便性を説明していたように記憶している。

(太田理事長) 出口氏も我々と同様の考えをしているようである。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

### 第3号議案「JWL I 国際会議に関する業務の受託」の件

太田理事長より、2016年10月に開催される、米国財団法人「Fish Family Foundation (以下『FFF』)」主催の国際会議「日本女性のリーダーシップイニシアティブ (Japanese Women Leadership Initiative)」の企画協力、運営の受託について、資料をもとに議案説明があった。説明によると、この企画は、FFFが日本の非営利組織に勤務する女性が米国でヶ月間研修するJWL Iプログラムの開始10周年を記念して企画されたもので、非営利セクター、社会的企業の分野における女性のリーダーシップ創出を目的に日米における実情、課題等を学ぶ。主な受託業務は準備委員会の組成と主宰、日本側登壇者に関する助言・交渉、会議の広報、集客活動、会議当日のロジスティック全般、など。受託費は未確定だが、11万5,000ドル前後になるであろう、ということであった。また、先方との協定書は現在協議中であり、その締結は執行部にお任せいただき、本日は業務受託について承認いただきたい。以上であった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

## ○ 報告事項

### ① 公益信託法改正の論点整理

太田理事長より、公益信託法改正の論点について報告があった。報告によると、公益信託法の改正については、先行して行われた新公益法人制度に倣い、税制も含め抜本改正するよう各省庁に早期改正の必要性を訴えてきた。法務省は、今年4月から研究者、実務家などで構成される「公益信託法改正研究会」を設け、年内まで検討を続けている。主な論点は、公益信託の設定と監督に対する行政庁の関わり方であり、受託者の範囲拡大、助成型に限定されている公益信託の事業の拡大、公益信託のガバナンスとして運営委員会などの設置、権限・義務の付与について検討を行った。

以上の報告に対して、次の発言及び質疑応答があった。

(山岡理事) 想定される信託はどういった性格か。また、いわば一般社団法人的な一般の公益信託をなくして、今の公益法人のような信託になるのか。それについては議論があったか。

(太田理事長) 目的信託の一種という位置づけではあるが、目的信託を設定しないと公益認定が受けられないということはなく、その点では公益法人のような2階建てとはしないという意見が有力である。

## ② 「(一財)非営利組織評価センター(仮称)」の概要

太田理事長より、(一財)非営利組織評価センターの設立について報告があった。報告によると、同法人の設立発起人は9団体であるが、発起人名義の使用許諾と基本財産に充てる30万円の(共同)出捐については9月の理事会で承認いただき、拠出もすでに11月に行った。この法人は、公益活動を行う団体の評価・認証の実施、評価結果の公開を行うことで、団体の透明性の向上、社会的理解や寄付の促進など組織基盤強化に寄与する。代表理事は、当面の対応として太田理事長が引き受けた。理事、監事及び評議員については現在交渉中であるが、年明け以降、いよいよ設立登記がされる予定である。以上であった。

## ③ 顧問の件

太田理事長より、大阪大学公的研究費不使用問題に当協会顧問が当事者(教授)として関わり、大学側及び会長を務めていた日本NPO学会の調査があったこと及びその内容、当協会における対応案について報告があった。報告によると、大阪大学からはすでに謹慎処分が下されており、日本NPO学会でも調査報告結果が公表されている。NPO学会の事務局を兼任していたこの教授の研究室のアルバイト費支出を調べた結果、科研費関係は大学の科研口座から各自に支払われていたが、学会関係費を本人の領収書とは異なる勤務表に基づく額で教授から現金で支払われていたなど、いくつか黒に近いグレーな事実が判明した、ということであった。続いて理事長から、同学会当該問題に関する調査委員会の委員長を務めた山岡理事に説明要請があり、山岡理事から次のコメントがあった。

(山岡理事) 正直言って大変気の重い依頼ではあったが、NPO学会の設立から関与している者の一人として引き受けた。顧問であるこの教授は、様々な業務を大人数のアルバイトに依頼していたが、その業務と時間的な区別を明確にしていなかった。調査の結果として公金等の私的流用は見られなかったものの、学会の事務については勤務時間と報告時間に相違があり、時給の算定根拠が明らかでないものもあり、また、偽造とみられても仕方がない領収書の作成もあった。その一方で個人的に経費を負担していた形跡もあったが、いずれにせよ今回のことは会計ルール上、適切でないというのが委員会の意見である。

(太田理事長) 実際の支払額と異なる金額の領収書を発行していたことは、偽造に当たる。当協会の顧問として来年3月まで任期が残っているが、一応のけじめとして、この理事会が終了次第、辞任していただくことにしたいと思っている。

## ④ 国際会議(深セン、無錫、南京)

太田理事長より、①第4回中国チャリティフェア(9月19日～21日、中国・深セン)②第6回東アジア市民社会フォーラム(10月9日～10日、中国・無錫)③国際カンファレンス(10月15日～18日、中国・南京)への参加及び成果について報告があった。報告によると、

①は前回理事会でも報告したが、太田理事長と白石調査部員が出席し、9月19日に開催された中国公益研究院員主催分科会では太田理事長が公益信託(初日)、非営利組織の資金管理・運用及び収益事業(2日目)について講演した。②は当協会が日本側共催団体となり、鈴木専務理事と白石調査部員が出席。テーマは「企業の社会的責任とボランティア精神」。鈴木専務理事が「日本における社会的企業の現状」をテーマに講演。③のテーマは「高齢化社会問題の現状と課題」であり、公法協は主催団体である愛徳基金のパートナー団体として共催し。白石調査部員が参加したとのことであった。

⑤ Independent Sector コネクションズ・セッション

太田理事長より、インディペンデント・セクター年次総会(10月26日～29日、フロリダ州マイアミ市)の参加及び成果を報告があった。報告によると、当協会と姉妹関係にあるインディペンデント・セクターの年次総会。アイリーン・ヒラノ氏(USJC理事長)の協力のもとコネクションズ・セッション「Linkling With Nonprofit in Japan」を主催し、白石調査部員が報告参加した、とのことであった。

⑥ CAPSエクセレントNPOケーススタディ(さわやか福祉財団)

太田理事長より、香港の米国系非営利団体であるCAPSからの依頼を受けた「エクセレントNPOケーススタディ」について報告があった。報告によると、報告書はお配りしたとおり、英文版による小冊子で、すでにCAPSのWebサイトで公開されている。今後早急に日本語対訳をつけて、日本国内で小冊子として配布したいとのこと。以上であった。

⑦ 税制改正の動き(続報)

金沢専務理事より、平成28年度税制改正要望について報告があった。報告によると、来年度の自民党税制改正大綱案は本日も党内で審議されており、明日10日に公表される予定であるが、当方の税制改正要望成果が2つ盛り込まれる予定である。一つは、PSTの軽減で、これは事業規模によって段階的な運用緩和が図れる予定である。もう一つは奨学金の貸与事業に係る、奨学金借用証書の収入印紙であり、これまでは学生一人当たり二千元程度の印紙税負担があったが、28年度から3年間は不要となる見込みである。下村文部科学大臣が日本育英会奨学金の第一号世代であり、本件に大きな理解を示したこと。ただし、当該期間は3年間であり、2年後には措置延長の申請要望を行う必要がある。以上であった。

⑧ 寄付月間 ～Giving December～2015

金沢専務理事より、寄付月間について報告があった。報告によると、このイベントは、寄付が人々の幸せを生み出す社会をつくるため、毎年12月には寄付が生み出す未来を考えようとの趣旨の下、協働で行う全国的なキャンペーンであるが、12月7日には国連大学の会議場で古田敦也氏他によるシンポジウムが開催された。当協会では、寄付を原資に事業を行っている法人80団体から集めた「寄付者への感謝の言葉」を、非営利法人データベース「NOPODAS」に設置した特設サイトにおいて公開している、とのことであった。

⑨ 27年度上期における事業、財務及び会員の状況

金沢専務理事より、上期の当協会の標題状況について報告があった。報告によると、相談事業では関西相談室をリニューアルし、一部はスカイプで対応するようにした。Web事業はHP本体や「NOPODAS」のアクセス数が減っている所以对策を考える。また、セミ

ナー事業では地方官庁とのコラボ的取組みとして、埼玉県庁と「決算書の見方セミナー」を、また、新たに社会福祉法人を対象としたセミナーを開催した。また、秋からは少人数制のマイナンバー講座を当協会会議室で開催した。入会状況は、年間ベースで純増30団体を目標に置いているが、11月現在での純増は42団体である。一方で年会費の回収促進は効果を上げている。月刊誌は印刷工程を早めに確定し、制作費を抑えることで年間50万円程度の削減を見込んでいる。以上であった。

⑩ 当協会税務調査(11/19)

金沢専務理事より、11月に実施された源泉所得税関係の税務調査について報告があった。報告によると、税務調査はほぼ30年ぶりであったが、特に問題はなく調査官の講評も良かった。今後の税務処理に関して税務署から二・三、確認事項はあったものの、それは今後会計顧問と調整することになる、とのことであった。

⑪ 出版記念シンポジウム『英国チャリティーその変容と日本への示唆』

鈴木専務理事より、2014年に実施した調査研究成果の集約がこの度出版されるが、それを記念してシンポジウムを12月24日、都内で開催するのでぜひご出席いただきたい旨、報告及び要請があった。

⑫ 日本NPOセンター主催フォーラムにおけるコメント

鈴木専務理事より、同センターが12月1日に開催した「NPO法と政治活動について改めて考える」に出席したこと及び席上で表明したコメントについて報告があった。

⑬ その他の報告

金沢専務理事より、次回理事会はメールでご連絡したとおり平成28年3月4日(金)16時から日本工業倶楽部で、また、恒例の会員・関係者向け新年懇親会を同1月14日(金)17時30分から銀行倶楽部で開催する旨、連絡があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時45分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

平成28年1月26日

代表理事 太田 達男

代表理事 金沢 俊弘

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子